

ついに法制化&施行直前！

『パワーハラスメント』対策セミナー

企業が“いますぐ”行すべき「職場におけるパワーハラスメント」をはじめとするハラスメント対策についてマスターする実践講座

～パワハラ・セクハラ・マタハラの法的知識、ハラスメントにならない部下指導法
ハラスメントが起きない職場づくりの方法などについて分かりやすく解説～

パワーハラスメントが労使トラブル第一位となるなど、もはやハラスメント問題は企業にとって対策必須の最重要テーマのひとつといえます。このような中、本年6月より、大企業のパワハラ防止措置が義務化されました。一方、パワハラは部下の育成と密接に関係することから、今後、どのように部下指導を行えばいいのかわからない、頭を悩ませている方も多いのではないのでしょうか。

そこで本セミナーでは、労働局でハラスメント防止の指導に従事してきた社会保険労務士が、人事労務担当者や管理職が知っておくべき法的知識と取るべきアクションについて、最新情報を踏まえて具体的に解説します。また、今さら聞けないセクハラ・マタハラの法的知識や、そもそもハラスメントが起きない職場づくりについても、最新の知見を交えてわかりやすくお伝えします。



日時 令和2年 4月 27日 (月) 13:30～16:30

会場 和歌山商工会議所 会議室 (和歌山市西汀丁 36)

受講料 会員 4,000 円 一般 8,000 円

定員 定員 30 人 (定員になり次第締め切ります)

講師

平松 利麻 氏

(トラヴェシア社会保険労務士事務所代表)



社会保険労務士、産業カウンセラー。
厚生労働省 和歌山労働局で4年間、労働時間削減や
年休取得率向上、ハラスメント防止等、県下企業の働
き方改革に従事。産業・法律・行政・学術と1人で4
つの視点を持つ特長を活かし、セミナーからコンサル
ティングまで全国各地で幅広い活動を行っている。
慶應義塾大学 SFC 研究所 所員 (2019 年度～)
編著書に「Q&A で学ぶワーク・エンゲイジメント(金
剛出版 2018) など。

セミナーのポイント

1. パワハラ防止措置義務化の内容と実務ポイントの確認
2. 法制化で定められたパワハラの実態と行動類型、
パワハラに該当する例・しない例
3. 部下に「パワハラ」と言われたい、適切な指導の仕方
4. 今さら聞けない、セクハラ・マタハラの法的知識
5. そもそもハラスメントを発生させない職場の作り方

和歌山県経営者協会 (担当:津田)



和歌山市十番丁 19 番地 Wajima 十番ビル 3 階
TEL:073-431-7376 FAX:073-422-0416
E-mail: tsudak@w-keikyo.com

セミナーお申込み FAX : 073-422-0416 (和歌山県経営者協会)

▼ 下記にご記入の上、このまま FAX にてご送信下さい ▼

事業所名	
受講者氏名	所属・役職
TEL	メールアドレス (受講票送付先)
受講料について (○印)	① 当日持参 ② 銀行振込 銀行振込の場合は開催日前日までに下記口座にお振込みください。 紀陽銀行 本店営業部 普通預金 No.45306 和歌山県経営者協会
メルマガ登録	月 1 回、経営者協会が開催するセミナーや就職フェアの情報をメルマガ配信しております。 配信を希望しない場合は右欄にチェック(レ点)をお願い致します。

配信を希望しない

※ メールにて受講票をお送り致しますので、メールアドレスは忘れずにご記入ください。

※ メールでのお申込みの方は同内容を記載のうえ (tsudak@w-keikyo.com) までお送りください。

※ 申込書に係る個人情報については、県経営者協会の個人情報保護管理規定等に基づき、厳正に管理させていただきます。